

Nguyen Thanh TUNG 氏
博士学位請求論文
Essays on the Minimum Wage Effects in A Low-wage Labor Market
審査報告書

1. 審査過程と結論

2023年3月8日に開催された一橋大学経済学研究科委員会において、上記学位請求論文にもとづき Nguyen Thanh TUNG 氏から博士号の授与が請求され、審査委員会が設立された。審査委員会は同年3月29日16時より審査委員全員出席のもと公開の口述試験を実施し、口述試験の合格には値するものなお改善点があり、修正を提案した。TUNG 氏は2023年5月13日に改訂稿を全審査委員に提出し、審査員は持ち回りで審議した結果、以下の通り請求論文を評価し、博士号を授与するのが適切であると結論した。

2. 本請求論文概要

本請求論文は、ベトナムの労働市場と最低賃金との関係について分析したもので、4つの章から構成される。ただし、第1章は文献サーベイを含む導入部で、著者が本請求論文全体の概要をまとめたもので、分析の実質は後に続く3つの章で構成されている。第2章は“Minimum Wage and Enforcement Heterogeneity: A New Approach,”と題され、最低賃金制度の実効性を考慮にいたした場合に、単純な買い手独占のモデルから乖離する含意が得られることを理論的に示した。“Minimum Wage and Informal Employment at Varying Enforcement Levels”と題された第3章は、ベトナムのデータを用いて第2章で得られた理論的含意が実際に成立しているかを吟味し、ベトナムの労働市場といえども買い手独占を示唆する結論が得られることを示した。具体的には、最低賃金の上昇にともない公的保険へ加入する比較的整った賃金労働者が増えたことなどが報告されている。第4章は“Minimum Wage, Firm Revenue, and the Role of Product Switching,”とされ、最低賃金上昇しても必ずしも雇用が減少するわけではないという現象の背後に、事業者が上昇した人件費を賄えるように製品の種類を変えていくという行動があることを示した。

3. 本請求論文全体の位置づけと評価

最低賃金の効果については、労働経済学では長い研究の歴史があり、審査委員である神

林・田中・堀・森川も扱っている主題である。もともと最低賃金制度は、最低価格規制の一例として、保険や租税など政府を経由した移転を伴わずとも低賃金労働者の貧困を改善する政策として重宝される一方、価格規制ゆえに労働市場に非効率性を生む、具体的には雇用量が減少するという副作用をもつとして、現実としてどちらの効果のほうが大きいのかが議論的とされてきた。もちろん、労働市場が買い手独占の状態にあるときには、理論的には最低賃金の導入はむしろ雇用量を増大させ何ら負の側面を生まないことは指摘されていた。しかし、現実には買い手独占のケースが成立するのは、たとえば米国においては20世紀初頭までの鉱山都市などに限られ (Fishback, 1986)、現代の一般的な労働市場に適用できる枠組みではないし、鉱山都市とて実際に労働供給の弾力性を計測するととても買い手独占が成立しているとはいえず (Boal, 1995)、サーチコストがかかる短期的現象としてはともかく長期的な現象の背景としては現実的ではないと考えられてきた。

ところが、自然実験的状況を利用し最低賃金の上昇は雇用の減少につながらない可能性を指摘した David Card と Alan Krueger の共同研究が、1994年に *American Economic Review* 誌に掲載されると (Card and Krueger, 1994)、現実にも買い手独占が成立しているかもしれないという考え方が徐々に広まっていった。さらに、21世紀に入って富の集中や所得格差の拡大、労働分配率の低下といった買い手独占と容易に結びつく現象が起こっているのではないかという疑念が次々に表明され、Alan Manning が2003年に *Monoposony in Motion* という影響力のあった書籍を出版するなど (Manning, 2003)、現在では最低賃金制度を議論する際に、買い手独占を無前提で排除することはされなくなっている。

このような研究動向は、2010年代以降の最低賃金の研究に大きくふたつの特徴を生み出した。ひとつは最低賃金が効果をもつメカニズムを詳細に検討する流れ、もうひとつは最低賃金の効果を労働市場のみならず製品市場などを含めた一般均衡的な視点から検討する流れである。完全競争を前提しない以上、どのようなメカニズムを議論するかを明示するのはほぼ必須であり、このメカニズムを不問に付し、最低賃金の決定の外生性だけに依拠した誘導系の研究はもはや研究者の興味をひかなくなった。したがって、近年の最低賃金の研究では、最低賃金が実際に現場で働く機序に注目して、そこに最低賃金の効果の源泉をみるという姿勢は重要視されている。また、買い手独占のメカニズムはレントシェアリングの考え方と表裏一体であり、その場合、使用者たる事業者が最低賃金上昇の圧力をどう受け流すかという論点につながる。この点は、要素価格の変動が技術革新や販売戦略に影響を及ぼすという枠組みで産業組織論や貿易論では古典的課題ではあったのだが、労働市場における競争のあり方と製品市場における競争のあり方が同期する必然性はないとして、労働経済学ではほとんど強調されてこなかった (Ariga and Kambayashi, 2010)。

本請求論文は最低賃金の効果を実証的に分析するのが目的だが、おおまかには二つの論点で構成されている。ひとつは、最低賃金のメカニズムの機序について法執行機関 (日本という労働基準監督署) による視察に注目し、その密度の大小によって効果が異なるのかを検討したこと、もうひとつは、最低賃金の上昇を受けた事業者の販売戦略について、製品ポー

トフォリオに注目し、製造販売製品を変化させることで最低賃金上昇の圧力を売り上げに転嫁するという反応について検討したことである。労働経済学における最低賃金の研究を概観すると、本請求論文が重要な貢献を果たそうとしているのがわかる。

4. 第2章と第3章の位置づけと評価

第2章と第3章は、法執行機関の役割を明示的に導入して最低賃金の効果を測定するという同一アジェンダに含まれている。第2章は法を遵守する使用者と法を無視する使用者が混在する場合の最低賃金の雇用と賃金への効果を考察した Basu, Chau and Kanbur (2010) の買い手独占モデルに、法執行密度の高低という概念を導入し、法執行能力が高くなるにつれて最低賃金の雇用への効果が正の方向に出るのか負の方向に出るのかを理論的に検討した部分である。

買い手独占モデルゆえに、設定される最低賃金の水準がある閾値を超えて高すぎる場合には雇用が失われるが、閾値を超えなければ最低賃金を上昇させることでむしろ雇用が増える状況が生まれるという基本原理は変わらない。このメカニズムに加え、法執行密度の高い市場と低い市場を考えると、容易に想像できるように、最低賃金が雇用に与える効果が反転する閾値は両者で異なることがわかる。もし最低賃金が両閾値を下回る場合には、最低賃金を上昇させることで両市場とも雇用が増える。しかし、最低賃金が両閾値の中間に位置する場合には、最低賃金を上昇させると法執行密度が高い市場では雇用が増えるがそれが低い市場ではむしろ雇用が減るという相反する効果が併存することがわかった。

第2章の理論モデルを前提とし、第3章ではベトナムのデータを用いて実証的に法執行と最低賃金の効果との関係を検討している。この際まず指摘すべきは、ベトナムの最低賃金決定の外生性についてだろう。ベトナムの制度は日本の制度と似ており、全国を多数の地区にわけ、地区ごとに最低賃金の上昇幅を決める。このとき、それぞれの地区が独立して最低賃金の上昇幅を決めるのではなく、中央政府に設置される会議体でおおむねグループわけされた地区ごとの目安が決められる。各地区にとって、この目安は自分たちしかわからない事情とは関係なく決められることになり、最低賃金決定の外生性が担保されることになる。さらに2009年に、それまで外資系企業にのみ適用されていた最低賃金が、原則として企業全体に適用されることになり、2011年に大幅な引き上げが行われた。2013年以降、上記の最低賃金額の決定プロセスが円滑に機能するようになると、最低賃金の額は着々と上昇するようになった。このベトナムの制度変更は最低賃金の影響を観察するうえで、非常に適した環境を提供しているといえる。

本請求論文では、ベトナムの労働力調査を地区ごとに集計し、雇用量などの各種アウトカム指標を作成し、各地区の法執行密度と最低賃金水準との交差項に回帰することで、法執行密度の高低が最低賃金上昇に伴う雇用への効果を左右するかを検証する実証戦略をとって

いる。ここで、法執行密度の代理変数は単純に地区の人口あたりの立ち入り検査回数を中位値で大小にわけたダミー変数を用いている。また、実証戦略のもうひとつの特徴として、社会保険の加入未加入（formal/informal）、雇用契約の有無（contracted/uncontracted）で就業者を3種類にわけ（formal and contracted は定義できない）、それぞれについて最低賃金と法執行密度の効果を考察している点がある。

もっとも重要な分析結果は、以下の通りである（Table 3.4）。まず、社会保険加入者は法執行密度によらず最低賃金の上昇に伴い雇用を増やす傾向があった。ベトナムにおける社会保険加入者は、先進諸国における被用者と同様に労働法や社会保障の庇護を受ける。これらの制度の網の目にかかっている就業者については、買い手独占を想起させるような最低賃金上昇に伴う就業機会の増大がみられ、少なくとも雇用が減少しないという意味で、近年の先進諸国の研究と似た結果となっている。肝心の法執行密度の違いは、社会保険に加入していない就業者に影響が現れる。すなわち、（社会保険に加入していないが）雇用契約を締結している労働者は、最低賃金が増えれば就業機会を増大させる傾向にあることがわかった。（社会保険に加入せず）そもそも雇用契約も結んでいない就業者は逆に就業機会を減らす傾向にある。最低賃金の上昇が全体の就業者を増やす傾向は小さく統計的な有意性を確認できないが、その内側では社会保険加入者や雇用契約締結者を増やし、労働市場全体に契約や社会保障制度を広げていく影響があることは認められる。最低賃金の上昇に伴い社会保険未加入者が減少する分、就業者全体の増分は小さくなってしまい、統計的な有意性を失ってしまうと考えられる。法執行密度はとくに社会保険未加入者を減らす方向に影響し、全体の動向を助ける効果をもった。

第3章ではこれらの結論の頑健性を確かめるためにいくつかの補足的分析を行っている。たとえば、法執行密度の定義について中位値ではなく他の分位点で区切った場合、被用者ではなく自営業主や家族従業者、非就業者を対象とした場合、社会保険台帳に登録している事業主に雇われている労働者に対象を限った場合、最低賃金の決定についての外生性を疑いラグをとった値を操作変数とした場合など、さまざまな場合について結果を確かめ、おおむね主要な結果と矛盾しない結論が得られることを示している。また、これらの結論はベトナムといえども買い手独占が成立している可能性が示唆するが、その推論を確かめるために各地区のハーフィンダール指数を作成し、法執行密度にかえて回帰分析に投入したところ、最低賃金が増えた際に、同指数が高い地区ほど、社会保険未加入者の雇用契約締結者は減少し、逆に雇用契約未締結者は増えるという結果が得られ、法執行密度は法からの潜脱を防ぐ役割があることが示唆された。

本来であれば、個人パネル調査を用いて、最低賃金が増えた地区で増えたフォーマルな就業機会は企業をまたいで発生するのかなどを確かめる必要があるが、ベトナムにおける地区設定が労働力調査の標本サイズに比べてかなり詳細なことから、個人の履歴を地区レベルでの最低賃金水準の変化に直接関連付けて分析することはできていない。欧米では、悉皆の雇用保険データを用いて詳細な地区設定に見合うサンプルサイズを確保したパ

ネルデータを構築することは夢物語ではないが、行政データの学術利用が未整備なベトナムでは現実的とはいえず、現状が最大限可能な分析といえる。また、社会保険未加入者を対象とした分析では、社会保険が未加入であることと、法執行密度が関連するように議論されており、論旨に多少の混乱が見られたが、もともと、法執行密度を用いずに社会保険加入/未加入および雇用契約締結/未締結でサンプルを分けた分析 (Table 3.4 Panel A (1)-(4)) と、法執行密度のみを用いて総人口をサンプルとした分析 (Panel B (1))、両者を同時に利用した分析 (Panel B (2)-(4)) にわけられていた意図を明確にすることで、法執行密度とこれらの雇用形態が直接には関連のないことを前提に分析している。将来的にはこの点を再度見直す必要があるかもしれないが、総じて完成度の高い論考となっていることがわかる。

5. 第4章の位置づけと評価

最低賃金の上昇が雇用喪失につながらない理由は、一義的には労働市場における買い手独占の成立で説明されるが、最低賃金の上昇は事業者にとっては要素価格の外生的上昇なので、製品技術を変化させることで対応しようとするのは産業組織論や貿易論などでは自然な推論だ。実際、Harasztosi and Lindner (2019) はハンガリーの製造業のデータを用いて、最低賃金の上昇が企業の収入増加をもたらしていることを示し、労働者の賃金上昇分の4分の3は最終的には消費者の厚生損失によって賄われていると推論し、経済全体でみたときの最低賃金のもつ再分配機能が限定的であることを示唆した。とはいえ、この論文で使われたデータは企業レベルでの財務諸表データなので、どのような経路で企業の収入増加をもたらされたのかは不明だった。

この点、第4章で用いられたベトナムの経済センサスは、8桁の詳細分類が付された取扱製品の数量が記録されているという利点をもつ。すなわち、最低賃金が増したときの各企業の収入の増減を、既存製品の数量調整と価格調整、新製品からの収入増、取扱中止製品からの収入減に分解することができる。この際、第4章が下敷きにしているのは、企業が受けとった生産性ショックがいかに取扱製品の変化（とくに新製品への乗り換え）につながるかを理論的に示した Bernard, Redding and Schott (2010) の議論である。第4章では最低賃金の上昇が企業の生産性を引き上げたという先行研究の結果を交え、最終的に新製品への乗り換えを促すことで企業収入の増加や製品価格の上乗せを実現したのではないかと推論する。さらに Harasztosi and Lindner (2019) を参考に、個別の企業が最低賃金にどれだけ影響をうける可能性があるかを、最低賃金制度の変更以前の2010年段階での平均賃金が、改訂後の最低賃金の110%を下回る場合に1をとるダミー変数として定義する。最終的には、収入や製品価格、数量の増減、新製品の導入の有無をこの影響変数に回帰し、最低賃金の影響がどのような製品市場の反応に帰するのかを示すのが分析の目的となる。その結果、とくに製造業においては、最低賃金の上昇は既存製品を作り続けた企業には収入を減らす効果

をもたらした一方、新製品の導入に成功した企業は収入を増加させる効果をもたらした。つまり、既存製品を作り続けた企業は製品価格への上乗せに失敗しており、先行研究がしてきた最低賃金の上昇を製品価格に転嫁する企業の反応は、新製品の導入の可否によることがわかった。

なぜ新製品を導入することができたのかは、資本調達や新製品の知識の制約などが考えられるが具体的には検討されていない。また、第4章で利用した企業データの製品情報は8桁という詳細な分類を格納しているが、あくまでも製品分類であって個々の製品の質の大小関係を示していない。新製品の導入には、暗黙のうちに質の高い製品やサービスへの乗り換えが想定されるが、質の変化が伴うか否かで分配に与える示唆は異なってくるので、この点を確認するのは重要な論点である。したがって、第4章も完全な論考とは言い難いが、新製品の導入と取扱の中止は同時に起こるのか、どちらかのみが起こるのかなど、事実確認という意味でも興味深い点が指摘されており、適切なデータによって新しい知見を次々に生み出している貴重な論考となっている。

6. 結論

第3章と第4章の主要部分は単独の論文として日本経済学会や応用計量経済学コンファレンスなど国内の学会で報告され、学術雑誌への投稿段階にある。いずれの章の貢献も各分野の知見を拡げる役割を果たしており、同時に、各分野で通常履行されるべき実証手続や理論的推論を実行しており、経済学研究者としての力量の疑いはない。したがって、審査員一同は一致して、Nguyen Thanh TUNG氏に対して博士号を授与するのが適当との結論に達した。

審査員

神林 龍

田中 万理

堀 雅博

森川 正之

若森 直樹

2023年5月30日

参考文献

- Ariga and Kambayashi, (2010), "Employment and Wage Adjustments at Firms under Distress in Japan: An Analysis Based upon A Survey," *Journal of the Japanese and International Economies*, Vol. 24, No. 2, pp. 213-235.
- Basu, Chau, and Kanbur, (2010), "Turning a Blind Eye: Costly Enforcement, Credible Commitment and Minimum Wage Laws," *The Economic Journal*, Vol. 120, No. 543, pp. 244-269.
- Bernard, Redding, and Schott, (2010), "Multiple-Product Firms and Product Switching," *The American Economic Review*, Vol. 100, No. 1, pp. 70-97.
- Boal, (1995), "Testing for Employer Monopsony in Turn-of-the-Century Coal Mining," *The RAND Journal of Economics*, Vol. 26, No. 3, pp. 519-536.
- Card and Krueger, (1994), "Minimum Wages and Employment: A Case Study of the Fast-Food Industry in New Jersey and Pennsylvania," *The American Economic Review*, Vol. 84, No. 4, pp. 772-793.
- Fishback, (1986), "Did Coal Miners "Owe Their Souls to the Company Store"? Theory and Evidence from the Early 1900s," *The Journal of Economic History*, Vol. 46, No. 4, pp. 1011-1029.
- Harasztosi and Lindner, (2019), "Who Pays for the Minimum Wage?" *The American Economic Review*, Vol. 109, No. 8, pp. 2693-2727.
- Manning, (2003), *Monopsony in Motion: Imperfect Competition in Labor Markets*, Princeton University Press